

表彰規定

- 第1条 本会ならびに本校の発展に尽力され、その実績の顕著な者は、この規定により表彰する。
- 第2条 前項の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから役員会が選考する。
1. 退会時に2年以上にわたり、役員および運営委員として尽力され、その実績が顕著な者。
 2. その他、特に学校教育ならびに父母教師会の刷新振興に関して功績が顕著な者。
- 第3条 表彰者には、表彰状または感謝状を贈呈する。
- 第4条 表彰は会長が行い、表彰に関する事務は事務局が行う。但し、校長と会長とが連名で表彰することができる。
- 第5条 表彰の日は、次年度の定期総会とする。
- 第6条 表彰した者については、表彰者名簿に記載し、永くこれを保存する。
- 第7条 この規定は、平成8年4月20日より実施する。
- 制定 平成4年4月24日
- 改定 平成8年4月20日

慶弔規定

- 第1条 本会は、次の場合、下記のとおり慶弔の意を表する。
1. 教職員の結婚の場合、5,000円と祝電
 2. 生徒死亡の場合、5,000円と弔電および花輪
 3. 教職員とその配偶者、および生徒の保護者の死亡の場合、5,000円と弔電
 4. 教職員の転退職の場合、花束
 5. その他、必要に応じ、役員会において決めることができる。
- 第2条 本会からの贈呈に対しては、返礼しないものとする。
- 第3条 この規定は、平成18年1月24日より実施する。
- 制定 平成 4年4月24日
- 改定 平成12年4月26日
- 改定 平成18年1月24日

旅費規定

- 第1条 会員が公用のため校外で研修会等その他の用務に携わる場合は、次のように旅費を支給する。
1. 仙台市内
(1)日当 半日あたり 一人 1,000円
(2)交通費 公共交通機関を利用し、その実費とする。
 2. その他 第2条により処理する。
- 第2条 この規定額を超える場合は、事務局で処理し役員会に報告する。
- 第3条 この規定は、平成11年4月 1日より実施する。
- 制定 平成 4年4月24日
- 改定 平成 7年6月23日
- 改定 平成11年4月 1日